

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日および令和元年10月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度河内町一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途については、以下のとおりです。

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

110,473 千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国 支 出 金	県 支 出 金	その他	うち地方消費税交付金の社会保障財源化分
社会保険	国民健康保険	56,236	39,203	0	17,033	3,094
	介護保険	466,601	392,666	0	73,935	13,430
	後期高齢者医療	189,074	26,446	0	162,628	29,541
社会福祉	児童福祉	358,190	84,851	8,435	264,904	48,118
	老人福祉	6,870	0	0	6,870	1,248
	障害者福祉	3,386	3,116	0	270	49
	医療福祉	37,701	16,795	0	20,906	3,797
保健衛生	保健総務	39,645	0	0	39,645	7,201
	母子健康指導	5,664	2,763	0	2,901	527
	疾病予防	14,339	0	0	14,339	2,605
	健康づくり	5,225	476	0	4,749	863
合計		1,182,931	566,316	8,435	608,180	110,473

※事務費及び人件費は事業費から除外しています。